

I . 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
総括研究報告書

補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究

研究代表者 井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発部長

研究要旨 本研究の目的は、義肢・装具・座位保持装置の価格を適正に設定する仕組みを整えるとともに、完成用部品の機能に基づく整理を確立することで、障害状況に適応した適切な補装具が支給されるための制度・仕組みを提案することにある。これにより、これら補装具の利用者の社会参加・自立を促進することを目指す。そのために、＜課題1＞完成用部品の機能区分整備、＜課題2＞製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究、＜課題3＞補装具費支給判定基準マニュアルの作成、＜課題4＞機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備の小課題を設定した。

今年度の成果は以下の通りである。

＜課題1＞平成25年度および平成26年度に行った調査・分析結果を基に機能の定義付けとその妥当性を確認し、完成用部品の骨格構造義足について機能区分案を作成した。

＜課題2＞現行の部品リストから、機能区分内の部品の価格を調べたところ、平均48.0%と、ある程度大きな差があることがわかった。また、将来的に、機能区分毎固定価格制を併用することで必要な部品を供給しつつ全体のコストを抑えられるとの推計が得られた。

＜課題3＞更生相談所職員を対象とした限定版（Q&A189問）と医療関係者、市町村職員等支援者を対象とした公開版（Q&A71問）に分けてマニュアルを作成した。いずれも、骨格義足完成用部品の機能区分表を盛り込み義肢判定の際に役立つものとして完成させた。

＜課題4＞機能区分の運用上必要な情報を整理するとともに、完成用部品登録申請を通じて集約することを想定した様式改訂案の作成、さらには、運用上の問題点についてまとめた。

さらに、課題1から4の成果を受け、補装具費支給制度に関する提案をとりまとめた。短期的には、機能区分表の公開による共通認識の促進と価格の平準化であり、長期的には、機能区分の整理に基づいた価格設定と利用者の機能を結びつけた適正な支給判定の促進を提案した。

研究分担者

樫本修・宮城県リハビリテーション支援センター・
所長

児玉義弘・ナブテスコ株式会社住環境カンパニー福祉事業推進部・部長（～平成27年5月）、
同・参与（平成27年6月～12月）、国立
障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部・客員研究員（平成28年1
月～3月）

山崎伸也・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所義肢装具技術研究部・副義肢装具士
長

我澤賢之・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所障害福祉研究部・研究員

石渡利奈・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所福祉機器開発部・第一福祉機器試験
評価室長

研究協力者

相川 孝訓・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所福祉機器開発部 非常勤研究員

伊藤利之・横浜市リハビリテーション事業団 顧問
小川雄司・埼玉県総合リハビリテーションセンター
主任

高岡 徹・横浜市総合リハビリテーションセンター
医療部長

武田輝也・宮城県リハビリテーション支援センター
技師

長瀬 毅・流通経済大学経済学部 准教授
正岡 悟・大阪府障がい者自立相談センター 所長
松野史幸・一般社団法人日本車椅子シーティング協会

A. 目的

補装具費支給制度は本邦における福祉用具の公的給付の根幹をなす制度である。補装具の価格は補装具費支給基準により定められているが、特に義肢・装具・座位保持装置（以下、義肢等）については基本価格、製作要素価格の項目が多岐にわたることに加え完成用部品を用いることから、その供給に要する費用と価格のバランスを適正に保ち続けるための仕組みが十分に整えられているとは言いがたい。また、全国の更生相談所の補装具判定における基準解釈の違い、地域格差の是正をなくし、公平・公正な判定の考え方の意識を統一する必要があると考えられる。

完成用部品については、現在部品指定申請時に部品供給業者より提示された価格を元に厚生労働省が公示価格を設定している。その際、部品の区分は部品の構造を基に、大まかな分類はなされているものの、部品の機能に基づいた区分は示されていない。そのため、適切な部品が、適正に利用者の手元に渡らないという問題を生じている。価格については、原価率等を確認する仕組みはあるものの、高額・高機能部品を含め部品の機能に応じた価格妥当性評価を行う仕組みは確立していない。そのため、類似の機能でありながら価格が大きく異なる部品がある等の問題が生じている。さらに、完成用部品の指定申請にあたっては、その複雑さにより、トラブルが生じるケースも見られており、様式等を含めて手続きを整備する余地がある。こうした課題を解決することで、利用者にとって必要で使いやすい補装具が、適正な価格で安定的に供給されるようになるものと考えられる。

本研究は、義肢・装具・座位保持装置の価格を適正に設定する仕組みを整えるとともに、完成用部品の機能に基づく整理を確立することで、障害状況に適応した適切な補装具が支給されるための制度・仕組みを提案することを目的とする。これにより、これら補装具の利用者の社会参加・自立を促進することを目指す。

具体的な課題として、完成用部品の機能区分を整備することを中心に据え、それと完成用部品の価格および利用者の機能との関連づけを行うこととした。それを基に、価格の決定や支給判定、申請手続きを適正かつ円滑に行う制度・仕組みを提案する。

昨年度は、骨格構造義足について合計 976 点の部品の情報を入手し、機能区分の初版を作成した。製作費用については、義肢等の製作事業者に対するアンケート結果をもとに、人件費単価が平成 23 年度の調査結果よりも低い値となっている点、利益率が平

均値より低い事業所が多い点等を明らかにした。補装具費支給判定基準マニュアルについては、Q&A（暫定版）の更生相談所における 6 ヶ月試用後のアンケート調査を実施し、8 割以上から役立っているとの回答が得られた。得られた結果を基に、暫定版の修正点を決定するとともに、公開版と更生相談所限定版を作ることとした。申請手続きの整理については、昨年度の調査結果に基づき、様式、記入要領、説明会での説明方法の改善を行い、その効果が示された。

本年度は、骨格義足の機能区分表および補装具費支給判定基準マニュアルを完成させるとともに、機能区分を踏まえた完成用部品の価格設定や完成用部品申請についての仕組みを提案することを目標とした。

B. 方法

上記の目的を達成するために、本研究では、以下の 4 つの小課題を設定して研究を実施している。

- < 課題 1 > 完成用部品の機能区分整備（児玉、山崎、我澤）
- < 課題 2 > 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究（我澤、山崎）
- < 課題 3 > 補装具費支給判定基準マニュアルの作成（榎本）
- < 課題 4 > 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備（石渡、山崎）

図 1 にそれぞれの課題の関連性を示す。

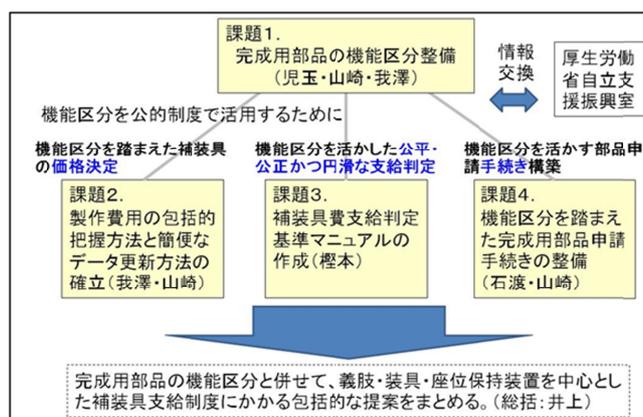


図 1 研究課題の関連性

B-1. 完成用部品の機能区分整備

1) 骨格構造義足用部品の機能区分暫定案作成

平成 26 年度版および平成 27 年度版「完成用部品の指定基準」に掲載の骨格構造義足用部品約 1200 点について機能の整理・定義付けを行い、機能区分暫定案を作成した。

2) 機能区分案の共通理解と内容の充実

作成した機能区分暫定案をベースに、部品供給事業者（7 社）との意見交換会を実施した。これによって得られた情報を参考として機能区分表を完成させた。

B-2. 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究

1) 機能区分毎の価格状況についての検討

機能区分案毎に属する部品の価格について、標準偏差と平均価格の比を算出し、価格の散らばりの状況を確認した。ただし、本研究では、部品の属性が価格に与える影響を除去するため、区分に定められた基本的な機能のみを有するものを対象として価格のちらばりの状況を確認するものとし、下記のいずれかを満たす部品を除去して算出を行った。

- ・付加機能がある。
- ・主な材料として、チタンもしくはカーボン、マグネシウムを含む。
- ・使用者の身体機能について、メーカー推奨KレベルがK4に対応している、もしくは「活発な歩行」を想定している。
- ・製造中止もしくは削除の予定がある。

2) 機能区分に基づく価格制度の検討

完成用部品の価格制度について、補装具製作事業者から見た(a)完成用部品供給業者からの仕入価格と(b)補装具価格への加算価格の定め方の2点に着目し、考えられる制度の類型分けをし、前項の結果を踏まえてそれぞれの制度における特性をまとめた。

B-3. 補装具費支給判定基準マニュアルの作成

1) Q & Aの厳選・整理

平成26年度に行ったアンケート調査結果をもとに「補装具費支給判定Q & A暫定版2・アンケート調査結果」の151問を整理して掲載に相応しいものを厳選した。また、平成26年度、平成27年度に「全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会」に寄せられた新たなQ & A(26年度32問、27年度途中まで28問)を厳選、加工して新たに追加できる質問を整理した。

2) 項目の追加

平成26年度アンケートの意見を参考に補装具費支給制度の基本事項を追加するとともに、骨格義足の完成用部品の機能区分表を盛り込むこととした。

以上をふまえて、更生相談所職員を対象とした限定版と医療関係者、市町村職員等支援者を対象とした公開版に分けてマニュアルを作成した。

B-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

1) 新しい部品を機能区分に分類するために必要な情報と当該情報を集約する場合必要となる申請様式の改定案について

作成された骨格構造義足用部品の機能区分に掲載されている内容と、本研究で改訂した補装具等完成用部品の現行の申請様式について機能区分をとり入れることで、新しく追加が必要となる項目にを考慮し、改定案を作成した。

2) 機能区分案を取り入れた場合、運用していく上で考えられる事項

補装具等完成用部品の申請受付から新しい補装具等完成用部品の情報公開までの流れの中で、機能区分案を取り入れた場合に発生するであろう問題点を整理した。

C. 結果と考察

C-1. 完成用部品の機能区分整備

1) 骨格構造義足用部品の機能区分暫定案作成

骨格構造義足用部品約1200点について、機能区分の大枠として、切断者の失われた機能を代償するものとの観点から、人と義足のインターフェースの役割を補助する部品、膝関節など生体の各部分の機能を代償する部品、股継手・膝継手・足継手・足部等を繋ぐ部品、足の形状をつくる外装のための部品の4つに分類し、これらを更に構造(機構)、機能毎に分類した。更に、同一構造、同一機能間の差異について、使用者体重制限、主な使用材料、重量、メーカー推奨適応活動レベル(Kレベル)(前述の部品のみのみ)、特記事項(付加機能)等を記載した機能区分暫定案を作成した。

2) 機能区分案最終版の作成

作成した機能区分暫定版を基に、完成用部品供給事業者との意見交換会を開催した。意見交換会には、完成用部品供給事業者から7社9名、オブザーバーとして厚生労働省福祉用具専門官、そして研究班から6名が参加した。

参加者から多くの質問や意見が出されたが、機能区分案については概ね理解が得られた。ここで出された部品供給事業者からの意見を参考として機能区分を修正しの最終版をまとめた。また、部品の検索や今後の整理等に役立つようカテゴリー毎にコード付けを行った。

最終的に平成26年度および平成27年度版の完成用部品の指定基準に掲載の骨格構造義足部品1189点について機能区分を作成した。具体的には、インターフェースとしての役割を補助する部品178点を18のカテゴリーに、生体の股関節・膝関節・足部等の機能を代償する部品404点を67のカテゴリーに、股継手・膝継手・足継手・足部等を繋ぐ部品519点を41のカテゴリーに、足の形状をつくる外装のための部品88点を20のカテゴリーに分類しそれぞれにコード付けを行った。

C-2. 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究

1) 機能区分毎の価格状況についての検討

全機能区分(148区分)のうち有効品目数が3以上の区分72について算出した「標準偏差÷平均」の値は最大値140.3%、平均48.0%、中位値42.4%、最小値8.5%であった。また「標準偏差÷平均」の値が50.0%以上である区分は29であった。この結果は、

現状において同一区分内にある程度の大きさの価格の散らばりが存在することを示している。

2) 機能区分に基づく価格制度の検討

個々の部品の機能区分が明示されることを前提とした部品価格制度について、機能区分補装具製作事業者から見た仕入価格、加算価格の区分に基づく価格制度の類型分けを行ったところ、仕入価格については固定価格制(年に1回申請に基づく更新機会)、オープン価格制の2種を、加算価格については部品毎の固定価格制、機能区分毎の固定価格制の2種を想定することができた。

以下、仕入価格についての特徴を述べ、ついで加算価格についての特徴ならびに参考とすべき類似制度を述べる。

仕入価格について

仕入価格については、現状固定価格制が採られている。これはどの補装具製作事業者も同じ部品は同じ価格で購入することになるため、補装具製作事業者の直面する完成用部品使用により得られる粗利(部品管理費を含む)の水準を厚労省がコントロールできる意味を持つとともに、大量の部品のまとめ買いが困難な比較的小規模の事業所の保護に役立つメリットがある。その反面、完成用部品供給事業者は次期価格改定が行われるまでの期間(現行、年度単位)価格変更ができないため、為替リスク等を踏まえた価格申請をせざるをえない面があり、これが部品価格を引き上げる方向に作用している可能性がある点デメリットと考えられる。

なお、加算価格が機能区分毎価格制の場合でかつ機能区分名での補装具処方方式が導入される場合は、仕入価格の更新間隔の短縮もしくはオープン価格制を検討する必要があると思われる。これは、完成用部品供給事業者間の価格競争にかかる点である。仮に同一機能区分における加算価格が同一の部品間で仕入価格の異なる部品があった場合、補装具製作事業者は、購入費用以外の部品の調整・管理等にかかる費用を考慮しつつ総合的により安価なものを選択することが考えられる。この状況で仕入価格が固定価格制であるとするれば、相対的に高い仕入価格を設定した完成用部品供給事業者は、次の仕入価格変更の機会まで部品がほとんど売れないという状況が生じることが想定される。仕入価格を長期間変更できないとするればこの点が問題になると思われる。

加算価格について

加算価格を機能区分毎に設定することは、同等機能の部品の価格平準化を進めるうえで極めて強い効果を示すと考えられる。これを制度化するためには、個々の部品の機能区分と仕入価格等に基づく価格設定・改定のルール、それらの根拠である仕入価格等市場調査方法、該当機能区分をより厳密に審査するための組織・仕組み作りの整備が必要となる。

区分別の部品価格(加算価格)のちらばりが大きい現状を踏まえると、当面は現行制度のまま機能区

分を表示することで、機能区分毎の価格がゆるやかに平準化していくのを見守るのが望ましいと考えられる。長期的には、前項制度を継続する選択肢の他、補装具への加算価格について機能区分毎価格を導入することも検討の余地がある。現状、アメリカ、フランスにおいては比較的安価な部品については機能区分別固定価格、高額部品については個別価格(米国保険制度では雑コードに相当)と両制度を併用している国もある。日本の薬価制度も両制度制と言える。

C-3. 補装具費支給判定基準マニュアルの作成

1) 限定版の構成

限定版に選出したQ & Aは189問となった。限定版は次のように構成した。

補装具費支給制度の基本事項

補装具制度の歴史概要、補装具判定における身体障害者更生相談所の役割、補装具判定・処方前の基礎知識

補装具費支給事務取扱指針にみる疑義解釈
制度適用、支給可能な個数、特例補装具など28問。

補装具費支給の算定に関する疑義解釈

装具、義肢、車椅子など種目別で77問。

基準の文言の解釈・補装具の適応・技術的な理解
に関する疑義解釈

種目別の理解、児童補装具の理解、難病の理解など84問。

厚生労働省事務連絡のQ & A(自立支援法以降)
計6回にわたる事務連絡の計51問。

技術編：義足完成用部品の理解

骨格構造義足判定における処方の理解、義足の継手、足部について機能区分表を掲載した。

2) 公開版の構成

公開版に選出したQ & Aは71問となった。公開版は次のように構成した。

補装具費支給制度の基本事項

限定版と同内容

補装具費支給制度の理解と疑義解釈

補装具の定義、更生相談所の補装具判定とは何か、治療用装具と更生用装具の違いなど補装具費支給制度の理解に関する基本的なQ & A24問。

医療関係者・市町村等支援者向けQ & A

医療関係者等中間ユーザーの理解を促すとともに市町村が補装具費の支給決定を行う際に参考となるようなQ & A47問。特に児童の補装具、難病患者等に関するQ & Aを掲載した。

厚生労働省事務連絡のQ & A(自立支援法以降)
計6回にわたる事務連絡の計51問。

技術編：義足完成用部品の理解

骨格構造義足判定における処方の理解、義足の継手、足部について機能区分表を掲載した。

3) マニュアルの特長

3年間の研究成果として作成した「補装具費支給判定基準マニュアル」の最大の特長は、その構成の核となる補装具に関するQ & Aが、実際に全国の身体障害者更生相談所の補装具判定において生じたQをアイデアにして作成されていることである。平成28年2月末までに241個のQ & Aが蓄積されている。個別の既製品に対するものを省いたQ & Aからアイデアをいただき、単刀直入にエッセンスだけを書き直したのが本マニュアルのQ & Aである。

本マニュアルには、技術編として義足完成用部品の理解を促す目的で骨格構造義足判定における処方の理解、義足の継手、足部について機能区分表を掲載したのも大きな特長である。その背景には、Q & A暫定版のアンケートの中に「義足完成用部品の選定の仕方が分からない」という声があった。この機能区分表は同じ研究グループで他の研究分担者である児玉らが既に機能区分が行われている米国のLコード等を参考にわが国の義足完成用部品について機能の整理・定義づけを行い、独自の機能区分をまとめたものである。本マニュアルにはそのうち股継手、膝継手、足継手・足部だけを抜粋して掲載している。この機能区分表が有効利用され、義足の判定、処方において根拠、自信のある完成用部品の選択、処方がなされるようになること、機能区分が医師、義肢装具士、リハ専門職、行政側の職員等の共通言語となり、完成用部品選択の共通理解の一助になることを期待している。

C-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

- 1) 新しい部品を機能区分に分類するために必要な情報と当該情報を集約する場合必要となる申請様式の改定案について

現行の補装具等完成用部品の申請様式は、1つの様式で、義肢と装具、座位保持装置を網羅する形としている。しかし、本研究で機能区分案としてまとめたものは、骨格構造義足用部品のみである。今回の申請様式は、装具および座位保持装置については考慮せず、義肢用申請様式としてまとめた。

機能区分案の項目は、

- コード
- 新名称
- 機能区分
- 機能概要

- メーカー推奨適応活動レベル
- メーカー名
- メーカー品番
- メーカー部品名称等
- 使用者体重制限 (kg)
- 主な使用材料
- 重量 (g)
- 価格 (円) (基準価格)
- メーカー保証期間
- 特記事項

の14項目がある。新しい部品を機能区分に分類するためには、いずれの機能区分に該当するかにかかる情報(～、ただしの記載によりからは規定される)ならびにその他の属性にかかる情報(～)が必要となる。これらの項目を現行の申請様式に当てはめて整理し、現在の申請様式に記載箇所のない～、を様式に追加した。

- 2) 補装具等完成用部品の申請受付から新しい補装具等完成用部品の情報公開までの流れの中で、必要になる事項

機能区分についての周知

各メーカー、補装具評価検討会メンバー、国リハ補装具等完成用部品の事前評価メンバーに機能区分の分類について周知する。

機能区分の妥当性の検証

申請部品を各メーカーが独自に機能区分に割り当てたものが妥当であるか確認し、機能区分が適正に運用されるようにする。

平成27年度等新規収載部品の情報集約

現行機能区分案は平成26年度の部品に基づいている。今後部品申請のなかで区分のための情報集約が行われるようになったとして、少なくとも平成27、28両年度に新規収載となった部品については申請とは別に必要情報の集約を行う必要がある。

新しい機能の取り込み

新しい機能を持つ部品の申請があった場合、現存の機能区分に当てはめ特記事項に追加される機能を記入する。もしくは、新しい機能区分の枠を作るかを判断する。

新しい機能区分の作成ルール

新しく機能区分の枠を作成する場合、新しい機能の名前を誰がどのようにして付けるかルール作りが必要である。また、数年に一度、機能区分の整理に不適正な分類がされていないかを見直す機能が必要である。

C-5. 制度・仕組みの提案

課題1から4の成果を受け、補装具費支給制度、その仕組みに関して議論し、以下のような提案をとりまとめた。

- 1) 短期的な提案

➤ 機能区分表の公開により、補装具費支給制度に関わる関係者が、完成用部品に関する共通認識

を持つことができ、改めて価格に対する関心が高まることにより、価格の平準化を促進する。

- 定期的な価格調査を行い、現状をしっかりと把握した上で、価格の見直しを行う。
- マニュアルの活用により、更生相談所および市町村等の担当者の支給判定における質の向上が促される。
- 完成用部品指定申請の電子化により、事務手続の効率化を実現する。

2) 長期的な提案

- 継続的な機能区分に基づく完成用部品の整理を行う事で、共通認識を定着させる。
- 個別製品ごとの価格設定と機能区分ごとの価格設定の併用により、適正な価格設定を実現する。
- 部品の機能と人の機能の対応付けに基づき、適正な支給判定を促進する。

D. まとめ

完成用部品の機能区分を整備することを中心に据え、それと完成用部品の価格および利用者の機能との関連づけを行うことで、価格の決定や支給判定、申請手続きを適正かつ円滑に行う制度・仕組みを提案することを目指し、以下の4つの小課題を実施した。

- < 課題1 > 完成用部品の機能区分整備
- < 課題2 > 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究
- < 課題3 > 補装具費支給判定基準マニュアルの作成
- < 課題4 > 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

今年度は、昨年度までの調査・分析結果を基に機能の定義付けとその妥当性を確認し、完成用部品の骨格構造義足について機能区分案を作成した。

それを基に、機能区分内の部品の価格を調べたところ、平均48.0%と、ある程度大きな差があることがわかった。また、将来的に、機能区分毎固定価格制を併用することで必要な部品を供給しつつ全体のコストを抑えられるとの推計が得られた。

また、更生相談所職員を対象とした限定版(Q&A189問)と医療関係者、市町村職員等支援者を対象とした公開版(Q&A71問)に分けてマニュアルを作成し、骨格義足完成用部品の機能区分表を盛り込んで義肢判定の際に役立つ「補装具費支給判定基準マニュアル」として完成させた。

さらに、機能区分の運用上必要な情報を整理するとともに、完成用部品登録申請を通じて集約することを想定した様式改訂案の作成、さらには、運用上の問題点についてまとめた。

以上の成果を受け、補装具費支給制度に関する短期的な提案として、機能区分表の公開による共通認識の促進と価格の平準化、長期的な提案として、機

能区分の整理に基づいた価格設定を案としてとりまとめた。これにより、完成用部品の機能と、利用者の機能、価格を結びつけた適正な支給判定の促進につながることを期待できる。

今後、骨格構造義足以外の完成用部品について、機能区分を作成すると共に、機能区分表の普及に向けた活動を実施する予定である。

最後に、本研究遂行にあたりご協力を頂いた日本福祉用具・生活支援用具協会 義肢装具部会、日本義肢協会、日本義肢装具士協会、一般社団法人日本車椅子シーティング協会、日本義肢装具学会等関係機関、およびご協力頂いた方々に、この場を借りて謝意を表す。また、兵庫県立総合リハビリテーション中央病院 名誉院長 澤村誠志先生には、公開研究会に、お忙しい中遠路お越し頂き、貴重なお話しを頂きました。深く感謝申し上げます。

E. 健康危険情報
なし

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表

- 1) 井上剛伸：「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」, 日本車椅子シーティング協会, 第8回定期総会併催研修会, 2015-6-13, 東京.
- 2) 樫本 修：【基調講演2】更生相談所における補装具費支給基準の理解と機能区分への期待」, 第2回 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みに関する研究会. 2015-07-25, 所沢.
- 3) 井上剛伸, 我澤賢之, 山崎伸也, 石渡利奈, 樫本修, 児玉義弘：「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」, 第2回 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みに関する研究会. 2015-07-25, 所沢.
- 4) 児玉義弘, 山崎伸也, 我澤賢之：第2回 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みに関する研究会 - 完成用部品の機能区分整理がひらく公正・公平な判定と適正な価格 - 完成用部品の機能区分, 2015-7-25, 所沢.
- 5) 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅. 「義肢・装具・座位保持装置製作の費用・採算」, 第31回日本義肢装具学会, 2015-11-07, 横浜.
- 6) 山崎伸也, 我澤賢之. 「更生用補装具としての義肢・装具・座位保持装置の支給状況」, 第31回日本義肢装具学会, 2015-11-07, 横浜.
- 7) 井上剛伸：「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」, 特別レポート 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みを考える - 厚生労働省科学研究費補助金プロジェクト

ト報告 -、第 31 回日本義肢装具学会学術集会。
2015-11-08, 横浜.

- 8) 児玉義弘、山崎伸也、我澤賢之：特別レポート 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みを考える - 骨格構造義足完成用部品を対象とした機能区分作成 - . 2015-11-08, 横浜.
- 9) 樫本 修：「補装具費支給判定マニュアルの作成」、特別レポート 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みを考える - 厚生労働省科学研究費補助金プロジェクト報告 -、第 31 回日本義肢装具学会学術集会。2015-11-08, 横浜.

G . 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし

